

企業局事業見直し実行計画

(平成30年度～平成34年度)



平成30年3月

福島県企業局

令和2年11月 中間見直し

目 次

I	計画策定の趣旨	1
II	これまでの取組と今後の課題	2
	1 工業用水道事業	2
	2 地域開発事業	4
III	実行計画	
	1 計画の方向性と位置づけ	6
	2 計画期間	6
	3 基本方針	6
	4 目標と取組計画	7
	(1)工業用水道事業	7
	(2)地域開発事業	9
IV	計画達成状況の検証と公表	10
	(参考) これまでの見直しの状況	11

I 計画策定の趣旨

- 企業局事業の在り方については、平成14年5月に行財政改革推進本部会議において、企業局事業見直し部会を設置して抜本的に見直すこととなり、平成15年6月に「企業局事業見直し実行計画（平成15～19年度）」、平成20年3月に「企業局事業見直し実行計画（平成20～22年度）」を策定し、具体的改革に取り組んできた。
 - また、平成25年9月には「企業局事業見直し実行計画（平成25年度～29年度）」を策定（平成26年12月修正）し、従来からの課題に引き続き取り組むとともに、企業局として、生産活動・経済活動を支える産業基盤整備を担い、本県の復興と再生に寄与するため、各種事業に取り組んできた。
 - その結果、工業用水道事業においては、災害に強い工業用水道施設整備の計画的な実施、いわき事業所における中央監視制御業務の全面外部委託の実施、原子力災害に係る損害賠償金の確保など、地域開発事業においては、白河複合型拠点「工業の森・新白河B工区」の進出企業への土地引渡し、「工業の森・新白河C工区」の完売、住宅団地である「新白河ライフパーク」の完売、復興工業団地である「いわき四倉中核工業団地第2期区域」の完成など、着実に成果が得られたところである。
 - しかしながら、工業用水道事業における未売水の縮減や好間工業用水道の地元自治体への譲渡、地域開発事業における未分譲地の早期分譲や企業償還財源の確保など、未だ多くの課題を抱えていることから、将来の課題を整理し、引き続き迅速かつ着実に事業を推進するため、平成30年3月には「企業局事業見直し実行計画（平成30年度～平成34年度）」を新たに策定し、計画達成に向けて取組を進めているところである。
- ※ 令和2年度は現計画の中間の年度にあたることから、これまでの取組実績を踏まえ、計画期間内における今後の課題と具体的措置等について見直しを行った。

Ⅱ これまでの取組と今後の課題

「企業局事業見直し実行計画」（平成30～平成34年度（平成30年3月策定））に基づき取り組んだ成果を踏まえ、中間見直しを行い、今後の取組に向けた課題を整理する。

1 工業用水道事業

現 況

磐城工業用水道、勿来工業用水道、小名浜工業用水道、好間工業用水道（以上いわき市）、相馬工業用水道（相馬市・新地町）の5工業用水道全体で、1,192,700m³/日の給水能力に対して73事業所に881,480m³/日を給水している。

（R2. 3. 31現在）

	磐城	勿 来		小名浜	好間	相馬	合計
		勿来	南台				
①現在給水能力(m ³ /日)	233,000	248,100	41,900	625,000	10,000	34,700	1,192,700
②事業所数	44	3	2	4	8	11	73
③契約給水量(m ³ /日)	175,500	187,300	39,900	447,800	3,080	27,900	881,480
④契約率 ③/①	75.3%	75.5%	95.2%	71.6%	30.8%	80.4%	73.9%
⑤料金単価(円/m ³)	13.50	4.80	6.90	2.80	50.00	48.00	—
⑥給水開始時期	S37.10.1	S39.4.1	H9.4.1	S45.1.10	S61.9.1	H4.4.1	—
⑦水源	高柴ダム 四時ダム (鮫川)	鮫川表流水 原水供給		海水 原水供給	小玉ダム (小玉川)	真野ダム (真野川)	—

取組実績（平成30年度～令和元年度）

【目標1】経営基盤の安定

概ね計画どおり実施

○健全経営の維持

- ・施設の計画的な改築・更新と給水収益の確保に努めた。
- ・ホームページへの最新の給水状況や放射性物質モニタリング結果の公表、新たなPRパンフレットを掲載するなど、新たな需要開拓の推進に努めた。
- ・各工水について、効率的な事業運営の在り方について調査を実施した。
- ・次期料金改定に向け、料金算定作業や中長期計画改定作業を行っている。

○原子力災害により被った損害の賠償金の確保

- ・放射性物質モニタリング費用、浄水発生土に係る処分費用については、請求額どおりに受領した。
- ・逸失利益については、平成29年7月分までを受領した。

【目標2】施設の適切な維持管理と改築・更新

概ね計画どおり実施

- 工業用水道施設の適切な改築・更新の実施
 - ・工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努めた。
- 施設の適切な維持管理と専門性を持った人材の確保
 - ・給水業務委託や包括業務委託などにより施設の適切な維持管理を行った。
 - ・計画的に各種技術講習会等へ参加し技術の研鑽に努めた。
- 緊急時の対応
 - ・工業用水道管理手帳について随時更新し、緊急時に備えるため最新の緊急連絡体制を確保した。
 - ・令和元年度の台風第19号では好間工業用水道、相馬工業用水道で給水停止となったが、関係機関と連絡して早期復旧に努めた。
 - ・東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を行った。

【目標3】好間・相馬工業用水道の需要開拓の推進

概ね計画どおり実施

- 新たな需要開拓の推進
 - ・好間工業用水道について、大口のユーザーと給水契約を締結し、給水契約率が98.8%となった。(9,880 m³/10,000 m³)
 - ・相馬工業用水道について、関係機関と連携し新たな需要開拓に努めたが、令和元年度末給水契約率85%以上の目標に対して80.4%(27,900 m³/34,700 m³)であった。

【目標4】好間工業用水道のいわき市への譲渡

継続的な取組が必要

- いわき市への譲渡
 - ・平成30年度より「好間工業用水道に係る県、市協議会」を再開し、協議会及びワーキンググループを定期的に実施した。
 - ・大口のユーザーと給水契約を締結し、経営改善が見込まれることから、いわき市と本格的な譲渡に向けて協議を進めた。

取組の必要性

- 低廉でかつ安定的に工業用水を供給するため、引き続き、計画的な施設の改築・更新や相馬工業用水道における新たな需要の開拓を推進する必要がある。
- 施設の老朽化に伴う施設更新需要の増大や企業における工業用水利用形態の変化など、今後予想される経営環境の変化を踏まえ、より効率的な事業運営の在り方について検討を進める必要がある。
- 好間工業用水道のいわき市への譲渡実現に向け、経営改善に努めるとともに、譲渡条件等について協議を進める必要がある。

今後の課題

- ① 経営基盤の安定
- ② 施設の適切な維持管理と改築・更新
- ③ 相馬工業用水道の需要開拓の推進
- ④ 好間工業用水道のいわき市への譲渡

2 地域開発事業

現 況

1 分譲状況

現在、造成済団地として田村西部工業団地、白河複合型拠点（新白河ビジネスパーク）及びいわき四倉中核工業団地第2期区域を分譲中であり、分譲実績は下表のとおり。

（R2.3.31現在）

	分譲全体面積	29年度末分譲面積	30年度分譲面積	元年度分譲面積	元年度末	
					分譲済面積	分譲率
いわき四倉中核工業団地（第2期区域）	17.1	—	4.0	2.7	6.7	38.9%
田村西部工業団地	64.1	63.0	0	0	63.0	98.3%
新白河ビジネスパーク	8.9	6.8	0.4	0.2	7.4	83.4%
造成済工業団地計	90.1	69.8	4.4	2.9	77.1	85.6%

（単位：ha ※分譲率は、㎡単位で算出）

2 累積欠損金及び企業債残高の状況

田村西部工業団地及び白河複合型拠点の分譲に当たり、長引く景気低迷期に北関東と競合しながら誘致活動を実施するため、分譲単価の引き下げや各種優遇制度を導入したこと、また、分譲が長期間となり企業債の利息や販売活動経費がかさんだことにより、平成28年度末における累積欠損金は約185億9千万円、企業債残高は約127億3千万円（いわき四倉中核工業団地第2期区域分約9億円を含む）となった。

このため、平成30年度より累積欠損金の解消及び企業債償還財源の確保を目的に一般会計からの繰入を受けることとなったが、令和元年度末現在における累積欠損金は約154億7千万円、企業債残高は約69億3千万円（いわき四倉中核工業団地第2期区域分約2億1千万円を含む）となっている。

取組実績（平成30年度～令和元年度）

【目標1】復興に向けた工業団地の事業の推進

○いわき四倉中核工業団地第2期区域の分譲推進

継続的な取組が必要

- ・地元いわき市と連携し、福島イノベーション・コースト構想に掲げる主要プロジェクトの産業分野（ロボット・ドローン、エネルギー、航空宇宙等）を中心とした企業誘致を目標に、展示会、インターネット、チラシ等を活用した企業誘致活動やPR活動等を行った。

【分譲率】 いわき四倉中核工業団地第2期区域

実績（令和元年度末） 38.9% 目標（令和2年度末）100%

【目標2】未分譲地の早期分譲

継続的な取組が必要

○造成済未分譲地の早期分譲及び未造成地の企業誘致の推進

- ・地元自治体と連携し、企業立地に関する優遇制度等を活用した誘致活動を実施した。
- ・未造成である工業の森・新白河A工区については、企業誘致アドバイザーや分譲促進業務を委託する企業と情報交換を行うとともに、地元白河市と連携しながら展示商談会等でPR活動等を行うとともに、企業立地情報の収集を行った。

【分譲率】 田村西部工業団地、新白河ビジネスパーク

実績（令和元年度末） 96.4% 目標（令和2年度末）100%

【目標3】企業債償還財源の確保

継続的な取組が必要

○企業債償還財源の確保策の検討及び実施

- ・地元自治体と連携し、優遇制度等を活用した誘致活動を行い、未分譲地の早期分譲に努めた。
- ・地域開発事業のこれまでの成果を踏まえ、一般会計からの繰入を行うとともに、分譲収入により企業債の繰上償還を実施し、利子負担の軽減を図った。

【目標4】地域開発事業の在り方の検討

継続的な取組が必要

○地域開発事業の在り方の検討

- ・廃止に向けた課題等を整理し、関係部局と協議を実施した。

取組の必要性

- 復興に向けた工業団地である「いわき四倉中核工業団地第2期区域」を含めた未分譲地の早期分譲を強力に推進する必要がある。
- 引き続き未分譲地の早期分譲及び償還方法の工夫により、繰入額の圧縮に努めた上で、毎年度の償還財源の確保について、関係部局と調整を行っていく必要がある。
- 地域開発事業の廃止に伴う諸課題等について、引き続き関係部局と協議を進めていく必要がある。

今後の課題

- ① 復興に向けた工業団地（いわき四倉中核工業団地第2期区域）の早期分譲
- ② 未分譲地（田村西部工業団地、白河複合型拠点（新白河ビジネスパーク、工業の森・新白河A工区））の早期分譲
- ③ 企業債償還財源の確保
- ④ 地域開発事業の廃止に向けた検討

Ⅲ 実行計画

1 計画の方向性と位置づけ

現計画期間（平成30年度～令和4年度）内における、これまでの取組実績を踏まえ、今後の課題として整理した項目の解決に向け、引き続き取組の強化を図るとともに、地方公営企業の経営の基本原則である経済性の発揮や公共の福祉増進を目的として、適正な運営に努めていく。

2 計画期間

平成30～34年度（5年間）

※ 令和2年度に中間見直しを実施

3 基本方針

1 工業用水道事業

地域経済・産業の発展に寄与するため、施設の適切な維持管理等により工業用水の「安定供給の確保」を図るとともに、新たな需要開拓や効率的な事業運営を推進し、「経営基盤の安定」に努める。

2 地域開発事業

東日本大震災、原子力災害などからの復興・再生及び地域経済の活性化を図るため、復興に向けた工業団地に係る企業誘致等の事業推進に努め、その他の未分譲地についても早期分譲に向けて企業誘致活動を進めるとともに、復興・創生期間終了の令和2年度末に事業を廃止し、残る未分譲地は商工労働部へ移管する。

4 目標と取組計画

基本方針を踏まえ、具体の目標と取組計画（工程表）を定め、計画期間内に成果が得られるよう引き続き取り組む。

(1) 工業用水道事業

取 組 計 画						
【目標1】経営基盤の安定						
項 目	具 体 的 措 置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 健全経営の維持	<p>工業用水道は本県の復興を支える重要な産業基盤であることから、経費節減等の効率的な運営や情報発信による新たな需要開拓の推進に努めるとともに、経営環境の変化を踏まえた新たな運営方式など、より効率的な事業運営の在り方について検討を進めてまいります。</p> <p>また、各工業用水道の実態に即した適切な料金設定により経営基盤の安定を図ります。</p>				(料金改定)	
2 原子力災害により被った損害の賠償金の確保	<p>放射性物質のモニタリング費用、浄水発生土に係る処分費用について適時適切に請求するとともに、早期の支払を求めます。</p>					
【目標2】施設の適切な維持管理と改築・更新						
項 目	具 体 的 措 置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 工業用水道施設の適切な改築・更新の実施	<p>工業用水の安定供給のため、中長期計画に基づき施設の計画的な改築・更新に努めます。</p> <p>改築・更新に当たっては東日本大震災を踏まえ、設備の耐震化、管路の複線化等に重点的に対応してまいります。</p> <p>【進行管理に係る指標】</p> <p>①設備の耐震化（接合井）： 箇所に係る達成率（対象6箇所）</p> <p>②管路の複線化（横山接合井～泉浄水場）： 延長に係る達成率（施工延長877m）</p>					
	<p>設備の耐震化</p> <p>0 % 67% 100%</p>					
	<p>管路の複線化</p> <p>50% 69% 85% 95% 100%</p>					

(2) 地域開発事業

取 組 計 画						
【目標1】復興に向けた工業団地の早期分譲						
項 目	具 体 的 措 置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 いわき四倉中核工業団地第2期区域の分譲推進	引き続き、令和2年度末までの完売を目標に未分譲地の早期分譲に努めます。 (令和2年度末における未分譲地)	分譲率 23.4%	38.9%	100%		
		→			→	
		→			→	
		→			→	
【目標2】未分譲地（田村西部工業団地、白河複合型拠点（新白河ビジネスパーク、工業の森・白河A工区））の早期分譲						
項 目	具 体 的 措 置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 造成済未分譲地の早期分譲及び未造成地の企業誘致の推進	(1) 引き続き、令和2年度末までの完売を目標に未分譲地の早期分譲に努めます。 (2) 工業の森・新白河A工区については、事業の採算性も考慮しながら、オーダーメイド方式の企業誘致活動を行います。 (令和2年度末における未分譲地)	分譲率 96.2%	96.4%	100%		
		→			→	
		→			→	
		→			→	
		→			→	
【目標3】企業債償還財源の確保						
項 目	具 体 的 措 置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 企業債償還財源の確保策の検討及び実施	引き続き未分譲地の早期分譲に努めるとともに、繰上償還による利子負担軽減など繰入額の圧縮に努めたうえで、これまでの地域開発事業の成果を踏まえ関係部局と調整を行い、一般会計からの繰入による毎年度の償還財源の確保に取り組みます。	分譲				
		→			→	
		→			→	
		→			→	
		→			→	
【目標4】地域開発事業の廃止に向けた検討						
項 目	具 体 的 措 置	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 地域開発事業の廃止に向けた検討	令和2年度末に地域開発事業を廃止します。 また、令和2年度末における未分譲地については商工労働部に移管（会計換え）します。	分譲				
		→			→	
		→			→	
		→			→	
		→			→	

※ 30年度、元年度の数値は実績値で、2～4年度は目標値。

IV 計画達成状況の検証と公表

本計画で実施する各事業の取組状況については、毎年度実績把握を行い、計画の進捗状況を企業局事業見直し部会において検証のうえ、ホームページで公表する。

(参考) これまでの見直しの状況

1 見直しの経過

平成14年	5月	福島県行財政改革推進本部会議の下に「企業局事業見直し部会」を設置
平成15年	6月	「企業局事業見直し実行計画（平成15～19年度）」策定
平成20年	3月	「企業局事業見直し実行計画（平成20～22年度）」策定
平成25年	9月	「企業局事業見直し実行計画（平成25～29年度）」策定
平成26年	12月	「企業局事業見直し実行計画（平成25～29年度）」一部修正

2 主な見直しの実績

- 企業局事業見直し実行計画（平成15～19年度）
 - ・販売推進グループの設置（平成15年4月～）
 - 〔平成20年4月～販売推進課に名称変更、
平成27年4月～経営・販売課内に販売推進担当課長を配置〕
 - ・電気事業を民間事業者へ譲渡（平成17年3月31日）
 - ・大規模分譲割引制度の創設（平成17年9月～）
 - ・企業局相馬事業所の廃止（平成19年3月31日）
 - 〔原町工業用水道の原町市（現 南相馬市）への譲渡（平成17年12月1日）
相馬工業用水道の包括業務委託開始（平成19年4月1日～）〕
- 企業局事業見直し実行計画（平成20～22年度）
 - ・相馬工業用水道の新規需要開拓の推進（平成20年～）
 - ・公営企業資産活用事業の廃止（平成22年3月31日）
 - ・新白河ビジネスパークの価格改定（平成22年4月～）
 - ・工業用水道管理運営計画の策定及び推進（平成23年3月）
 - ・工業の森・新白河B工区事業の推進（平成24年5月～）
- 企業局事業見直し実行計画（平成25～29年度）
 - ・工業の森・新白河B工区事業造成事業及び分譲の完了（平成26年3月）
 - ・新白河ライフパークの分譲完了（平成26年4月）
 - ・いわき事業所における中央監視制御業務の全面外部委託開始（平成28年度～）
 - ・工業の森・新白河C工区の方譲完了（平成28年11月）
 - ・水管橋の構造強化の完了（平成29年度）
 - ・いわき四倉中核工業団地第2期区域造成事業の完了（平成30年3月）